

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第百九十九号（新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催について）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 都市計画決定権者の名称

新座市

三 中止の理由

公述の申出がなかったため